

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

民意を反映する選挙制度実現
比例定数削減反対！ 運動情報

第 457 号 本号 2 号

2014 年 6 月 27 日（金）

7 月 1 日 閣議決定を画策 午後 5 時 30 分から臨時閣議

ごうごうたる国民の「反対」の声が与党内に亀裂と矛盾を引き起こしています。一方で、木に竹を接ぐような強引なりくつをこね、それを公明党が「考えと一致する」などと表明して、同党支持者を無理やり納得させようとする場面がクローズアップされています。

こうした中、今日の密室での与党協議には、「閣議決定最終案」がだされ【時事通信が報じた「要旨」別掲】、公明党の党内論議とその終結、自民党の総務会での論議が終わる 7 月 1 日（火）には閣議決定が強行されると報じられています。

閣議決定の強行、さらに続く関連法の改定などの強行には未来はありません。矛盾が激化し途中で投げ出さざるを得なくなることは目に見えています。

ファックスの集中を

東京新聞（6/27）、産経新聞（6/22 電子版）が、公明党議員事務所への多数のファックスについて報道しています。公明党議員、自民党総務会メンバー、閣僚などの事務所に私たちの思いをこめて全国からどんどん送り、ファックスの山を築きましょう。

文面は「国民は集団的自衛権行使容認に反対です」「賛成すれば戦争する国にする安倍さんの共犯者になります」「憲法 9 条を壊さないで下さい」など簡単なもので十分です。

官邸前と草の根で当面の活動のひとつひとつの盛り上げを

☆首相官邸前行動

6 月 30 日（月）18 時 30 分～19 時 30 分

解釈で憲法 9 条を壊すな！ 実行委員会、東京デモクラシー・ドラム隊

7 月 1 日（火）9 時 30 分～10 時 30 分

解釈で憲法 9 条を壊すな！ 実行委員会、戦争をさせない 1000 人委員会

7 月 1 日（火）12 時 15 分～12 時 45 分

憲法共同センター

7 月 1 日（火）17 時 00 分～18 時 30 分

解釈で憲法 9 条を壊すな！ 実行委員会、戦争をさせない 1000 人委員会

☆新宿駅西口街頭宣伝

7 月 1 日（火）17 時 30 分～18 時 30 分

27 日朝の官邸前行動に 600 人！！

解釈で憲法 9 条を壊すな！ 実行委員会と 1000 人委員会の 9 時 30 分からの緊急行動には 600 人が参加しました。国会議員と参加者の報告と活動の交流・決意が語られました。官邸に向けたシュプレヒコールが繰り返されました。

【別掲資料】時事通信が報じている「閣議決定最終案・要旨＝集団的自衛権」です。

憲法解釈の変更をめぐり政府が27日に与党に示した閣議決定最終案の要旨は次の通り。

【冒頭部分】わが国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、安定して豊かな国民生活を築いてきた。わが国の平和国家としての歩みをより確固たるものにしなければならない。

わが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、わが国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることができず、国際社会もわが国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

わが国自身の防衛力の強化を図るとともに、同盟国である米国や友好国と連携し、相互に支援することによって抑止力を高めることが重要だ。国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定に、これまで以上に積極的に貢献するために、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

【武力攻撃に至らない侵害への対処】

警察・海上保安庁等の関係機関の対応能力を向上させ、連携を強化するなど、必要な取り組みを一層強化する。

離島の周辺地域等で近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合、(自衛隊への)早期の下令や手続きの迅速化のための方策を具体的に検討する。

【国際社会の平和と安定への一層の貢献】 [いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」]「積極的平和主義」の立場から、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要だ。

わが国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では支援活動は実施しない。支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちに支援活動を休止・中断する。

[国際的な平和協力活動に伴う武器使用] 住民保護等の治安維持を任務とする場合、紛争当事者の受け入れ同意が安定的に維持されていることが必要だ。自衛隊が領域国政府の同意に基づき、「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合、領域国政府の同意が及ぶ範囲では「国家に準ずる組織」は存在しないことを意味する。

【憲法9条の下で許容される自衛の措置】 わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がない時に、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される。

憲法上許容される「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。

憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、民主的統制の確保が求められる。自衛隊に出動を命ずるに際し、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記する。

【今後の国内法整備の進め方】 国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行う。手続きを含め、自衛隊による活動の実施には根拠となる国内法が必要となる。

切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始し、準備ができ次第、国会に提出する。(時事通信 2014/06/27-12:03)